

文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議設置要綱

2023 文教教第 2347 号 令和 6 年 3 月 7 日 教育長 決定

(設置)

第 1 条 文京区の中学校部活動の地域連携・地域移行のあり方等を総合的に検討することを目的とし、
「文京区立中学校部活動地域連携・地域移行に係る検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 文京区の中学校部活動の地域連携・地域移行のあり方について
- (2) 中学校部活動の地域連携・地域移行の推進に必要な事項
- (3) 中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた諸事業における取組評価
- (4) その他、必要な事項

(構成)

第 3 条 検討会議は、委員長及び別表に掲げる者につき教育長が委嘱又は任命する委員により構成する。

2 委員長は、検討会議において互選する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 5 条 委員長は、検討会議を招集し会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 検討会議の庶務は、文京区教育委員会教育施策推進担当課長が行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第 3 条関係)

学識経験者 1 人	
文京区立中学校長会代表 2 人	
文京区小学校 P T A 連合会代表 1 人	
文京区中学校 P T A 連合会代表 1 人	
区	教育推進部長
職	アカデミー推進部アカデミー推進課長
員	アカデミー推進係長

	アカデミー推進部スポーツ振興課長 スポーツ振興係長
	教育推進部教育総務課長 課務担当主査（地域教育支援担当）
	教育推進部学務課長 課務担当主査（施設担当）
	教育推進部教育指導課長 教育推進部教育施策推進担当課長 課務担当主査（事務主査） 指導主事